

事 務 連 絡

平成29年1月26日

特別研究員及び特別研究員採用内定者 各 位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

特別研究員-DCにおける特別研究員奨励費以外の
研究費の受給に係る制限の緩和について

平素より、特別研究員事業についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

特別研究員-DCについては、これまで特別研究員奨励費以外の研究費の受給を一切認めておりませんでした。特別研究員採用者からの要望等を踏まえ、平成29年度より、別紙のとおり制限を緩和することとしましたので、制限緩和の趣旨に鑑み、遺漏の無いよう願います。

なお、特別研究員奨励費以外の「科研費」への応募については、特別研究員-DC（学生）は応募資格を有していないため、引き続き認められません。

【本件問い合わせ先】

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

研究者養成第3係 担当：齊藤, 加藤

TEL: 03-3263-4998

FAX: 03-3222-1986

MAIL: yousei3@jstps.go.jp

・『遵守事項および諸手続の手引き』（抜粋）変更箇所対応表

変更前(現在)	変更後(案)	備考(変更の趣旨等)
<p>(P.5)</p> <p>8. 本会以外からの資金援助</p> <p>採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ等同種の資金援助を本会以外から受けることはできません。</p> <p>(略)</p> <p>但し、以下の(1)～(4)に該当するものについては、本会以外からの資金援助を例外的に認めています。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 研究費の受給【SPD、PD、RPDのみ】</p> <p><u>特別研究員-SPD・特別研究員-PD・特別研究員-RPDについては、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合において、次の①～③の事項を全て満たす場合に限り、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。</u></p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p><u>② 特別研究員の研究課題と同一でないこと</u></p> <p><u>③ 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</u></p> <p><u>なお、特別研究員-DCについては、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）することはできません。</u></p> <p>(3) 旅費の受給【全資格】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 学会への登録料や参加費に係る助成金の受給【全資格】</p> <p>(略)</p>	<p>(P.5)</p> <p>8. 本会以外からの資金援助</p> <p>採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ等同種の資金援助を本会以外から受けることはできません。</p> <p>(略)</p> <p>但し、以下の(1)～(4)に該当するものについては、本会以外からの資金援助を例外的に認めています。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 研究費の受給【全資格】</p> <p>採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合において、次の①及び②の事項を全て満たす場合に限り、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。</p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと (削除)</p> <p><u>② 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</u> (削除)</p> <p>(3) 旅費の受給【全資格】</p> <p>(略)</p> <p>(4) 学会への登録料や参加費に係る助成金の受給【全資格】</p> <p>(略)</p>	<p>◆（緩和の経緯・趣旨）DCは、①大学院在学中の学生であり、まだ自立した研究者ではないこと、②DCとしての研究計画に基づく研究専念義務のほか、学生として学業を修める必要があり、これらに加え、更なる研究活動を行うことは、特別研究員としての所期の研究成果を達成できないおそれがあると判断してきたため、研究費受給を認めてこなかったが、近年のコンピュータの性能向上に代表される技術革新や新たな研究手法の確立など、研究を取り巻く環境の変化に鑑み、例えば博士論文の研究テーマに係る研究活動に関して、研究環境をよくするための研究費（より高性能な備品を購入し研究の効率を向上させるなど）の受給であれば、上記のような問題も生じないと判断し、受給を認めることとした。</p> <p>◆【全資格】の表記については、これまでのSPD、PD、RPDに加え、【DC】についても研究費の受給を新たに認めるもの。</p> <p>◆変更前における「②特別研究員の研究課題と同一でないこと」の条件については、表記として紛らわしいとの指摘及び前段の「特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究を実施する場合」の表記のみで十分足りているとの指摘を受け削除することとした。^{※2}</p> <p>◆特別研究員奨励費以外の「科研費」への応募については、特別研究員-DC（学生）は応募資格を有していないため、引き続き認められない。</p>

※1アンダーライン・・・変更点

※2 特別研究員奨励費（科研費）の審査等に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成24年10月17日改正））等に基づき、適切に対処します。

変更前(現在)	変更後(案)	備考(変更の趣旨等)
<p>(P.19)</p> <p>14. 研究費の受給</p> <p>(1) 特別研究員-SPD・特別研究員-PD・特別研究員-RP</p> <p>D</p> <p>特別研究員-SPD・特別研究員-PD・特別研究員-RPDについては、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合において、次の①～③の事項を全て満たす場合に、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）することが可能です。受給する研究費については、受入研究機関に相談の上、責任を持って適切に管理してください。</p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p>② 特別研究員の研究課題と同一でないこと</p> <p>③ 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</p> <p>研究費を受給する場合には、「特別研究員研究費受給届<様式15>」に必要事項を記入し、採用後に採択された課題については、当該研究費の採択の決定日（科学研究費助成事業については、受給しようとする科研費の交付申請または支払い請求をした日（補助事業期間の途中で研究分担者に追加された場合には本会承認日））より1ヶ月以内に、採用前に採択された課題については採用日から1ヶ月以内に受入研究機関の事務局を經由し本会まで提出してください。</p> <p>(2) 特別研究員-DC</p> <p>特別研究員-DCについては、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）することはできません。</p>	<p>(P.19)</p> <p>14. 研究費の受給【全資格】</p> <p>(削除)</p> <p>採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合において、次の①及び②の事項を全て満たす場合に、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）することが可能です。受給する研究費については、受入研究機関に相談の上、責任を持って適切に管理してください。</p> <p>① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p>(削除)</p> <p>② 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること</p> <p>研究費を受給する場合には、「特別研究員研究費受給届<様式15>」に必要事項を記入し、採用後に採択された課題については、当該研究費の採択の決定日（科学研究費助成事業については、受給しようとする科研費の交付申請または支払い請求をした日（補助事業期間の途中で研究分担者に追加された場合には本会承認日））より1ヶ月以内に、採用前に採択された課題については採用日から1ヶ月以内に受入研究機関の事務局を經由し本会まで提出してください。</p> <p>(削除)</p>	<p>◆研究費を受給する場合の本会への手続きについては、左記のとおりこれまでのPD等と同様。</p>